

# 三重県犯罪被害者等支援推進計画

## 年次報告書

(令和2年度)

令和3年8月

三重県



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョット」ちゃん

## 目次

|  |      |
|--|------|
| 1. はじめに                                      | P 1  |
| 2. 推進計画の概要                                   | P 1  |
| 3. 令和2年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況                   | P 5  |
| (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援 | P 5  |
| A 相談及び情報の提供                                  | P 5  |
| B 被害の早期回復・軽減のための支援                           | P 7  |
| C 生活再建に対する支援                                 | P 9  |
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進                       | P 11 |
| A 総合的な支援体制の整備                                | P 11 |
| B 犯罪被害者等への理解の促進                              | P 16 |
| 4. 犯罪被害者等支援施策実施概要                            | P 20 |
| 5. 数値目標の進捗状況                                 | P 29 |
| 6. 令和2年度の実施結果の評価、残された課題                      | P 30 |
| 7. 令和3年度の実施の方向性                              | P 32 |
| 別添資料   | P 34 |

## 1. はじめに

県内の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに年々減少を続けていますが、殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通事故は、未だなくなっておりません。

また、県が平成 30 年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

県では、こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に平成 31 年 3 月「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和元年 12 月同条例に基づき、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

本書は、令和 2 年度中の県関係部局（警察本部、教育委員会を含む）による犯罪被害者等支援施策の実施状況を取りまとめ、各施策の現状及び今後の方向性を確認することにより、推進計画の進捗状況を管理するとともに、県における犯罪被害者等支援施策の一層の進展を図るものです。

## 2. 推進計画の概要

### （1）計画の期間

令和 2 年度から令和 5 年度までの間

### （2）基本方針

条例第 3 条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の 3 つの基本方針を掲げています。

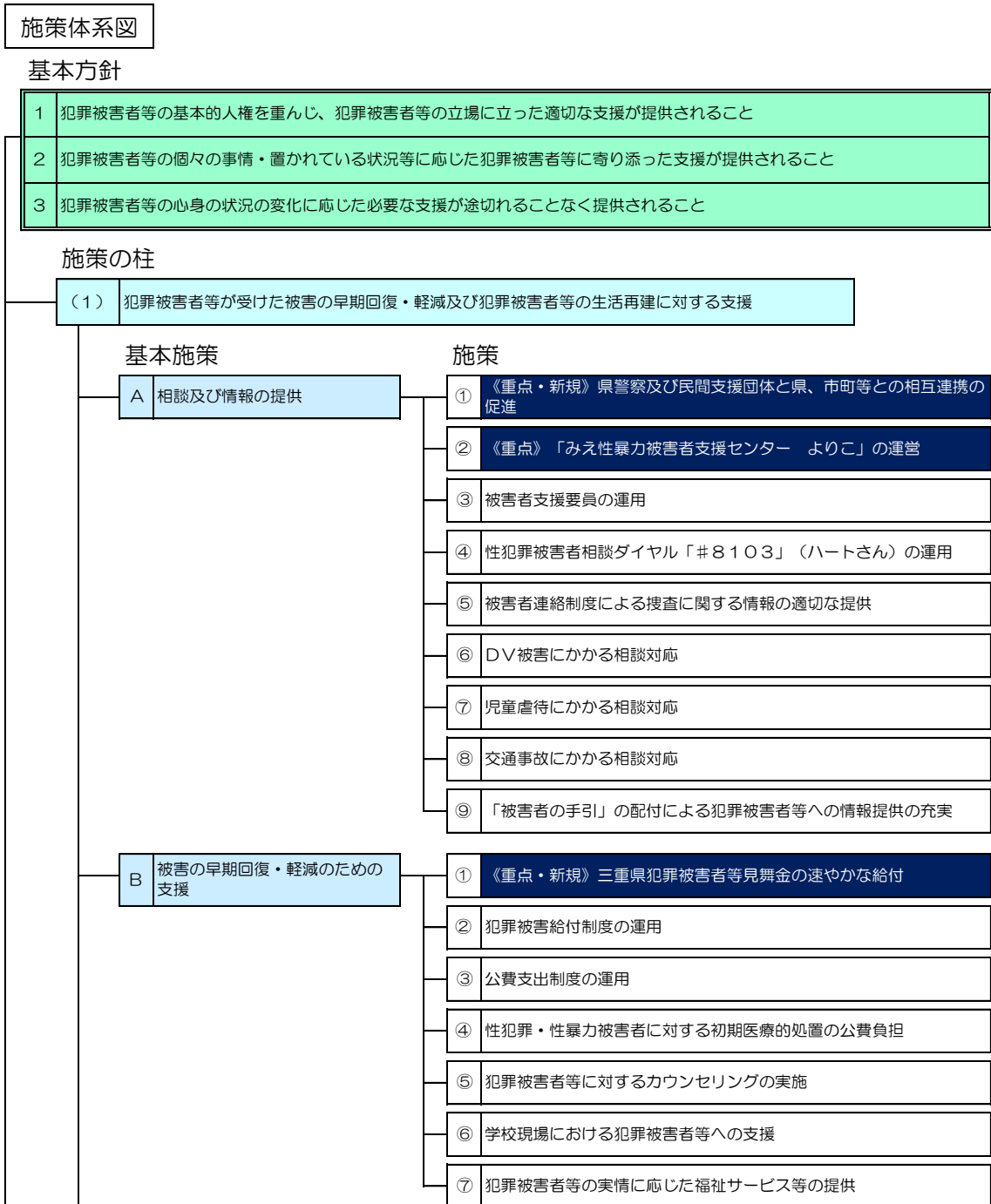
① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

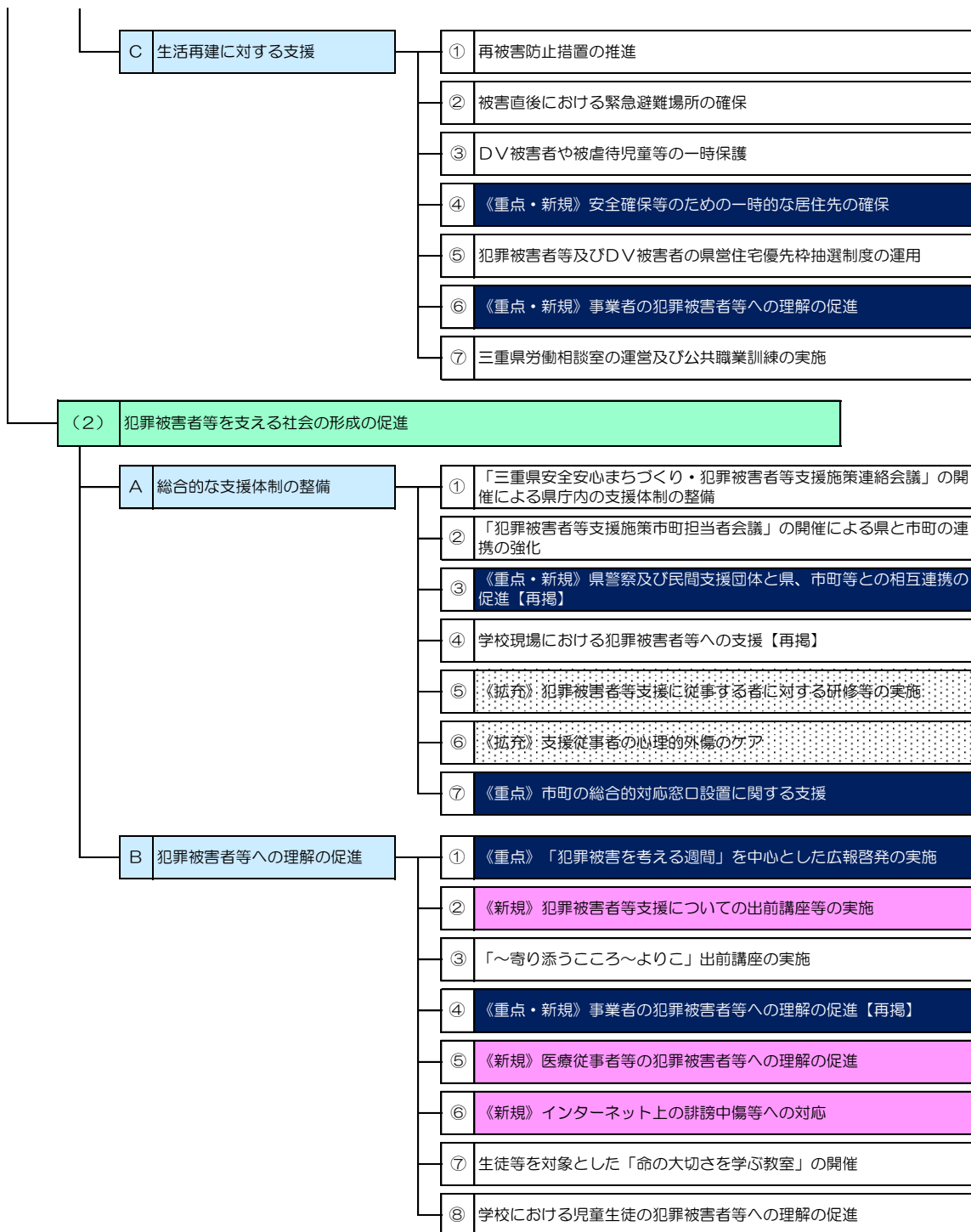
② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

## ウ 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「基本施策」の下に各「施策」を整理しました。





※条例制定により取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは「拡充」、注力して取り組む施策は「重点」と表記しています。

## エ 進捗管理

推進計画では、年度ごとに各施策の実施状況を取りまとめ、有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」における意見聴取等により、進捗状況の点検、施策の改善を図ることとしています。

また、以下の数値目標を設け、犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断することとしています。

| 目標項目                                | 令和元年度の<br>数値 | 目標値<br>(令和5年度) | 対応する基本施策   |
|-------------------------------------|--------------|----------------|--|
| ① 犯罪被害者等支援<br>施策集作成市町数              | 2市町          | 29市町           | ・相談及び情報の提供<br>・被害の早期回復・軽減の<br>ための支援<br>・生活再建に対する支援<br>・総合的な支援体制の整備 |
| ② 「(公社)みえ犯罪<br>被害者総合支援セ<br>ンター」の認知度 | 6.5%         | 30.0%          | ・相談及び情報の提供<br>・犯罪被害者等への理解の<br>促進                                   |
| ③ 「みえ性暴力被害<br>者支援センター<br>よりこ」の認知度   | 9.4%         | 30.0%          | ・相談及び情報の提供<br>・犯罪被害者等への理解の<br>促進                                   |

### 3. 令和2年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況

令和2年度における主な施策の実施状況を推進計画の施策体系に沿ってまとめました。全施策の実施状況は、20ページから28ページに掲載しています。

#### (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

##### A 相談及び情報の提供

条例第15条 相談及び情報の提供

第18条 損害賠償請求に関する支援

#### ① 《重点施策》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進

i 犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うため公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに「コーディネーター」を配置しました。

関係機関・団体間の相互連携の促進を図るため、県が実施する、市町等行政機関の職員及び民間の支援ボランティア等に対する研修会において、コーディネーターが講話等を実施し、犯罪被害者等支援従事者の人材育成を行いました。

ii 令和2年7月から9月にかけて、県内9ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催しました。

意見交換会は、県、市町、警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センター、三重弁護士会、法テラス三重地方事務所、津地方検察庁、第四管区海上保安本部、三重県臨床心理士会及び開催ブロックを管轄する警察署が参加し、死傷者多数事例を素材として、各主体の対応内容を確認し合うなどし、事例検討を実施しました。

各担当者の対応能力の向上だけでなく、担当者同士顔の見える関係の構築を図りました。

#### 【開催結果概要】

|   | ブロック | 実施日   | 参加市町              | 参加者 |
|---|------|-------|-------------------|-----|
| 1 | 桑名   | 8月27日 | 桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町 | 17名 |
| 2 | 四日市  | 7月6日  | 四日市市、朝日町、川越町、菰野町  | 22名 |
| 3 | 鈴鹿   | 8月6日  | 鈴鹿市、亀山市           | 15名 |

|   |    |       |                      |     |
|---|----|-------|----------------------|-----|
| 4 | 津  | 8月19日 | 津市                   | 14名 |
| 5 | 松阪 | 7月21日 | 松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町  | 18名 |
| 6 | 伊勢 | 7月13日 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、南伊勢町 | 25名 |
| 7 | 伊賀 | 9月16日 | 伊賀市、名張市              | 16名 |
| 8 | 尾鷲 | 9月9日  | 尾鷲市、紀北町              | 15名 |
| 9 | 熊野 | 9月3日  | 熊野市、御浜町、紀宝町          | 17名 |



ブロック別意見交換会の状況

## ② 《重点施策》「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営

- i 新型コロナウイルス感染症の影響により、増加や深刻化が懸念される「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」の3分野合同のSNS相談を、令和2年6月1日から開始したところ、令和2年度中の相談件数は334件（うち性暴力95件）でした。

令和2年6月に、国（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年から令和4年を集中強化期間として取り組んでいくこととしました。

その一環として、10月1日からナビダイヤル#8891（はやくワンストップ）が始まったほか、11月の女性に対する暴力をなくす月間については「性暴力をなくそう」のテーマで広報に取り組みました。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」という。）の相談件数は、前年度の約2倍となる623件（前年度+295件）、付き添い支援等直接的支援件数は90件（前年度+61件）と急増するなど、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが急速に高まりました。



【3分野合同SNS相談実績】

| 相談機関  | 相談件数 |
|-------|------|
| D V   | 93件  |
| 妊娠SOS | 146件 |
| 性暴力   | 95件  |
| 合計    | 334件 |



三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談  
広報用チラシ（別添1参照）

- ii 中学生に対して「よりこ」の周知啓発を行い、若年層の性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するため、中学生向けの「よりこ」チラシを作成のうえ、教育委員会と連携し、県内中学校に対して同チラシを配付しました。

誰にも相談できずにいる中学生の性暴力被害者や、性暴力に関する相談を生徒等から打ち明けられた際の対応に不安を感じている学校職員等に活用してもらい、支援を必要としている被害者が安心して相談が出来、一人でも多く支援に繋がるよう、中学校の保健室等へのチラシ設置や、性暴力の被害に苦しんでいる生徒や保護者の方に、必要に応じて案内してもらおう等の活用を図りました。（別添2参照）

そうした広報強化もあって、数値目標としている「よりこ」の認知度は16.0%と、令和元年度の数値から6.6%増加しました。

**B 被害の早期回復・軽減のための支援**

条例第16条 経済的負担の軽減

第17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

《重点施策》三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付

- i 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者のご遺族又は

犯罪被害により重傷病若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に見舞金を給付しました。

令和2年度は、合計8件、210万円の見舞金の支給を行いました。

申請手続きの支援をみえ犯罪被害者総合支援センターへ委託して、被害者の負担軽減を図るとともに、出来るだけ迅速に支援を行うため、申請受理から支給までを約3週間とする目標で手続きを進め、速やかな支給を行うことができました。

また、押印手続きの見直しを行い、申請者の負担軽減を図りました。

#### 【令和2年度見舞金給付実績】

| 見舞金の種別  | 給付件数、給付額           |
|---------|--------------------|
| 遺族見舞金   | 2件、120万円（1件、60万円）  |
| 重傷病見舞金  | 4件、80万円（6件、120万円）  |
| 精神療養見舞金 | 2件、10万円（2件、10万円）   |
| 合計      | 8件、210万円（9件、190万円） |

※（ ）内は令和元年度の給付実績

- ii 見舞金を必要としている外国人の犯罪被害者等が間違いなく見舞金を受け取れるよう制度周知を図るため、外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、簡体中国語）の「三重県犯罪被害者等見舞金広報用チラシ」を作成しました。

三重県 HP に掲載するとともに、市町相談窓口、みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関・団体において、窓口に設置するなどして活用を図りました。



三重県犯罪被害者等見舞金  
外国語版チラシ  
（別添3①～④参照）

### ③ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期的医療処置の公費負担

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」で相談を受けた性犯罪・性暴力被害者に対して、適切な医療的処置が図られるようにするとともに、緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費負担できるよう、9つある協力

病院（産婦人科）の更なる拡充を図るとともに、現在、1つもない男性被害者が受診できる連携・協力病院を確保するため、医師会と調整を行いました。

### C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

#### ① 《重点施策》安全確保等のための一時的な居住先の確保

犯罪被害者等が犯罪被害や二次被害・再被害防止のために、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援を行うことを目的に、令和2年7月8日、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を締結しました。

#### 【協定に基づく支援の概要】

| 協定に基づく支援の概要 |                     |
|-------------|---------------------|
| ①           | 希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供 |
| ②           | 入居契約時における仲介手数料の免除   |

三重県ホームページへの掲載、報道発表による周知（伊勢新聞、中日新聞に掲載）等広報を行いました。令和2年度の同協定に基づく支援実績はありませんでした。



協定締結式の状況

② 《重点施策》事業者の犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等が身体的・精神的被害が原因で仕事上の作業能率が低下する、怪我の治療や捜査協力、裁判手続きのための欠勤等が増加する等様々な困難を抱える中、このような状況について職場の理解が得られないことを防ぐため、事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めるための事業者向けパンフレットを2,000枚作成しました。

県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配付したほか、先における窓口設置、三重県ホームページへの掲載、事業者団体の担当に説明するなど取り組みました。

【主な配布先】

| 機関    | 主な配布先   |
|-------|---|
| 県庁内   | 環境生活部、雇用経済部、三重県労働相談室、三重県労働委員会   |
| 事業者団体 | 三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県経営者協会、三重労働局、三重県中小企業団体中央会、三重県中小企業家同友会、(公財)三重県産業支援センター、三重県農業協同組合中央会、三重県漁業協同組合連合会、三重県防犯設備協会 等 |
| その他   | 人権啓発懇話会(新型コロナウイルスの影響により書面開催)における配付 等  |



事業者向け犯罪被害者等支援啓発パンフレット  
(別添4参照)

## (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

### A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

### ① 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施

令和 2 年 10 月、12 月、三重県人権センターにおいて、支援従事者を対象とした「三重県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。研修会では、犯罪被害者遺族、大学准教授による講演に加え、犯罪被害者等支援の専門家による事例検討やロールプレイング研修を実施することで、実務に直結したノウハウの習得を目指すとともに、関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。

#### 【開催結果概要】

| 実施回   | 実施日      | 講師  | 参加者   |
|-------|----------|---|---|
| 第 1 回 | 10 月 8 日 | <b>【講演】</b><br>京都府犯罪被害者支援コーディネーター<br>犯罪被害者ご遺族<br>岩城 順子氏<br><b>【事例検討】</b><br>みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長<br>藍野大学 仲 律子氏 | 85 人<br>県職員、市町職員、警察官、検察官、弁護士、海上保安官、法テラス、支援センター相談員 等 |



第 1 回三重県犯罪被害者等支援研修会開催状況

| 実施回 | 実施日    | 講師   | 参加者  |
|-----|--------|--|--|
| 第2回 | 12月11日 | <b>【講演】</b><br>武庫川女子大学文学部<br>心理・社会福祉学科<br>准教授 大岡 由佳氏<br><b>【事例検討】</b><br>みえ犯罪被害者総合支援セン<br>ター副理事長<br>藍野大学 仲 律子氏 | 42人<br>県職員、市町職員、警<br>察官、検察官、弁護<br>士、海上保安官、法テ<br>ラス、支援センター<br>相談員 等 |



第2回三重県犯罪被害者等支援研修会の開催状況

## ② 重点施策市町の総合的対応窓口設置に関する支援

- i 市町における犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町の総合的対応窓口に来られた方への交付用の資料として、市町内及び関係機関・団体の支援窓口をとりまとめた「相談窓口等一覧」の作成を市町へ働きかけました。

働きかけの際、市町が「相談窓口等一覧」を作成しやすいよう、ひな形を作成し配付しました（別添4参照）。

また、市町の総合的対応窓口及び関係機関・団体における犯罪被害者等支援窓口の周知のため、窓口へのミニのぼり旗の設置を促進しました。



窓口設置用ミニのぼり旗

- ii 市町担当者の多くが実際に犯罪被害者等支援を行った経験がなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なります。加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、実施する支援内容に差が生じることから、市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするため、犯罪被害者等支援のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成しました。

本冊子は、警察庁の令和2年度犯罪被害者等施策関係事業の募集に応募して実施する運びとなったもので、三重県及び警察庁で200冊作成し、市町やみえ犯罪被害者総合支援センター、三重県弁護士会、津地方検察庁等関係機関・団体等に配付しました。

窓口担当者が適切にハンドブックを活用するための研修を令和3年度に予定しています。



三重県犯罪被害者等支援  
ハンドブック

iii 市町における、関係課との連携体制の構築、支援施策の把握及び適切な情報提供のため、市町内の犯罪被害者等支援施策をとりまとめた「市町版犯罪被害者等支援施策集」のひな形を作成し、各市町に配布しました。

また、県内7市町を訪問し、条例制定後の支援体制整備について助言や意見交換を行い、条例制定後の体制整備の重要性について説明し、継続して支援を充実させていくよう働きかけました。

しかし、最終的に窓口等一覧、施策集の作成は7市町にとどまりました。

#### 【作成状況】

| 種別             | 作成市町数 |
|----------------|-------|
| 相談窓口等一覧        | 7市町   |
| 市町版犯罪被害者等支援施策集 | 7市町   |

iv 市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、各市町に対し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について情報提供を行いました。

また、条例制定検討中の市町との個別協議を行い、各担当者に対して、県が条例を検討した際のスケジュールや条例の構成イメージ、支援の取組イメージ、条例素案、条例検討懇話会スケジュール等に関する説明を行い、条例制定に向けた取り組みを支援しました。

#### 【個別協議実施結果】

|   | 実施日   | 個別協議市町 |
|---|-------|--------|
| 1 | 6月24日 | 朝日町    |
| 2 | 7月28日 | 鈴鹿市    |
| 3 | 7月17日 | 伊勢市    |
| 4 | 9月8日  | 亀山市    |



○令和2年度中の市町における条例施行状況

| 市町名  | 施行月日           | 支援事業  |
|------|----------------|---|
| 大紀町  | 令和2年<br>4月1日   | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）   |
| 明和町  | 令和2年<br>7月1日   | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）   |
| 度会町  | 令和2年<br>9月18日  | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）   |
| 多気町  | 令和2年<br>9月25日  | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）   |
| 桑名市  | 令和2年<br>9月30日  | ・支援金（犯罪被害者の遺児30万円）<br>・真相究明費（被疑者検挙のための費用30万円）<br>・給付金（一時保育、家事援助、家賃、引越費用の給付） |
| 南伊勢町 | 令和2年<br>12月18日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）   |

【参考】令和3年4月1日に条例（要綱）を施行（策定）した市町  
（令和2年度未制定）

| 市町名          | 施行月日         | 支援事業   |
|--------------|--------------|--|
| 伊勢市<br>（条例）  | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）<br>・助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃） |
| 鈴鹿市<br>（条例）  | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）                          |
| 尾鷲市<br>（条例）  | 令和3年<br>4月1日 |  |
| 熊野市<br>（要綱）  | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）                          |
| 木曾岬町<br>（条例） | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）                          |
| 菰野町<br>（条例）  | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）                          |

|             |              |                                    |
|-------------|--------------|------------------------------------|
| 朝日町<br>(条例) | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)・ |
| 川越町<br>(条例) | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)  |
| 紀北町<br>(条例) | 令和3年<br>4月1日 | ・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)  |

## B 犯罪被害者等への理解の促進

### 条例第22条 県民の理解の促進

### 第23条 学校における教育の促進

#### ① 《重点施策》「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施

- i 社会全体で犯罪被害者等を支えていくという機運の醸成と犯罪被害者等支援に対する県民や事業者の理解の促進を図るため、三重県犯罪被害者等支援条例に定める「犯罪被害を考える週間(11月25日から12月1日まで)」において、桑名市、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、令和2年11月18日、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

なお、この集いは、令和2年9月30日に制定された「桑名市犯罪被害者等支援条例」を記念したキックオフ大会も兼ねています。



「令和2年度犯罪被害者支援を考える集い」の開催状況

【開催概要】

| 開催日時場所   | プログラム  | 参加者  |
|--|--|------|
| 11月28日<br>13:30~16:00<br>大山田コミュニティプラザ<br>(桑名市) | <p>【講演】<br/>「あなたが突然、犯罪被害者になったら…」<br/>犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟 氏</p> <p>【条例概要・支援活動紹介】<br/>・桑名市犯罪被害者等支援条例概要<br/>・みえ犯罪被害者総合支援センター支援活動</p> <p>【犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける啓発イベント】<br/>出演者 桂 文我 氏</p> <p>【フィナーレ】県民代表による犯罪被害者等を支える社会づくりに向けての決意表明<br/>・交通遺児を励ます会会員のお子さん<br/>・県立桑名工業高等学校 生徒の皆さん</p> | 159人 |

- ii 「犯罪被害を考える週間（11月25日から12月1日まで）」において、広く犯罪被害者等支援の気運を醸成するため、県内全域で実施し、県庁内県民ホール、県地域機関、県内各市町一斉にのぼり旗・パネル・ポスター・チラシ等展示を実施しました。

そうした広報の結果、数値目標としているみえ犯罪被害者総合支援センターの認知度は、11.3%と令和元年度から4.8%増加となりました。



県庁内県民ホールでのパネル展示の実施状況



犯罪被害を考える週間  
チラシ  
(別添5参照)

## ② 犯罪被害者等支援についての出前講座の実施

市町役場や関係機関・団体に県職員が赴き、条例及び犯罪被害者等支援の必要性や要領について事例検討を交えて説明する出前講座を6回実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年より回数は減りましたが、犯罪被害者等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現にむけて、多くの機関、団体等に支援の必要性について正しく理解する機会を継続して提供することができました。

### 【開催概要】

| 実施日時      | 開催地                  | 参加者   |
|-----------|----------------------|-------|
| 7月16日     | 三重県町村会               | 23人   |
| 7月29日     | (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター | 8人    |
| 10月23、29日 | 伊勢市役所                | 延べ60人 |
| 11月5日     | 四日市市役所               | 50人   |
| 3月11日     | 鈴鹿市役所                | 30人   |
|           | 合計(延べ人数)             | 171人  |



出前講座の実施状況(写真左:町村会、写真右:鈴鹿市役所)

### 【参考】

令和3年3月15日オンラインによる広島県の担当者からのベンチマーク調査に対し、三重県の取組を紹介しました。

《新型コロナウイルスを踏まえた対応状況》

○…新規 ◇…従来から方法を変更 —…従来から内容を縮小

【犯罪被害者等支援施策市町担当者会議】

◆例年2回程度開催する県内全29市町の防犯担当職員等が一堂に集まる市町担当者会議を令和2年度は中止しました。

◇代わりに、県内を9ブロックに分け、ブロックごとに少人数制で、市町担当者との意見交換会を実施しました。

【SNSを活用した「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談事業」】

○新型コロナウイルス感染症の影響により、増加や深刻化が懸念される「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」の3分野合同のSNS相談を、令和2年6月1日から開始しました。

【犯罪被害者支援を考える集い】及び【犯罪被害者等支援研修会】

◇収容人数の多いホールの借上げ（収容定員の1/3以下とし社会的距離を確保）や内容の縮小（演奏やアトラクションは中止）、その他必要な感染拡大防止対策を講じたうえで開催しました。

【「犯罪被害を考える週間」を中心とした啓発イベント】

—昨年度は県民ホールでのパネル展示及びショッピングセンターでの街頭啓発を実施しましたが、令和2年度は不特定多数の来場が見込まれる街頭啓発を中止としました。

◇代わりに、事業者を対象としたパンフレットを作成し、事業者団体等に配付することにより、犯罪被害者等への理解の促進を図りました。

【三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会】

—令和2年度は集合形式で2回の会議開催を予定していましたが、第1回会議をリモート参加が可能な形式で開催し、第2回は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ中止としました。

#### 4. 令和2年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要

| 施策の柱  | 基本施策        | 施策名                                    | 事業内容  | 担当部   |
|---|-------------|--|---|-------|
| (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 | A 相談及び情報の提供 | 《重点施策》<br>① 県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 | ○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。<br>(前年度：同様の施策を実施)<br>○県内9ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。<br>(前年度：県、警察本部、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターの3者で県内全市町、全警察署を訪問。担当者の顔の見える関係の構築、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度はブロック別で実施。) | 環境生活部 |
|   |             | 《重点施策》<br>② 「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営     | ○性暴力・性犯罪被害者専門相談窓口として「よりこ」を運営し、関係機関と連携し、ワンストップ支援を実施しました。<br>・相談件数：623件（前年度：328件、+295件）<br>・連携機関会議：2回（前年度：1回、+1回）<br>・研修会：19回（前年度：8回、+11回）<br>・支援件数：90件（前年度：29件、+61件）   | 環境生活部 |
|   |             | ③ 被害者支援要員の運用                           | ○犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、被害者支援要員を指定し、病院等への付添い、各種制度の説明、関係機関の紹介等の支援活動を行いました。<br>・運用件数：212件（前年度：222件、-10件）   | 警察本部  |
|   |             | ④ 性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」（ハートさん）の運用         | ○性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」を運用し、24時間体制で、性犯罪被害に関する相談に対応しました。<br>・相談受理件数：37件（前年度：26件、+11件）  | 警察本部  |
|   |             | ⑤ 被害者連絡制度による捜査に関する情報の提供                | ○対象事件の犯罪被害者等に対し、随時、捜査状況等の情報提供を行いました。<br>(前年度：同様の施策を実施)  | 警察本部  |

| 施策の柱  | 基本施策                   | 施策名   | 事業内容  | 担当部     |
|---|------------------------|---|---|---------|
| (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 | A 相談及び情報の提供            | ⑥DV被害にかかる相談対応   | ○女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関と連携し、総合的な支援を実施するとともに、心理判定員や精神科医師などの専門職員による心のケアも実施しました。<br>・相談件数：497件（前年度：372件、+125件）              | 子ども・福祉部 |
|   |                        | ⑦児童虐待にかかる相談対応   | ○児童相談所において、児童虐待をはじめとする養護相談等に応じるとともに、一時保護を行いました。<br>・児童虐待相談対応件数：2,315件<br>（前年度：2,229件、+86件）  | 子ども・福祉部 |
|   |                        | ⑧交通事故にかかる相談対応   | ○交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。<br>・相談件数：105件<br>（前年度：133件、-28件）                                | 環境生活部   |
|   |                        | ⑨「被害者の手引」の配布による犯罪被害者等への情報提供の充実  | ○刑事手続や関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し情報提供を行いました。<br>（前年度：同様の施策を実施）   | 警察本部    |
|   |                        | 《重点施策》<br>①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付  | ○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を、犯罪被害者等に給付しました。<br>・遺族見舞金：2件（前年度：1件、+1件）<br>・重症病見舞金：4件（前年度：6件、-2件）<br>・精神療養見舞金：2件（前年度：2件、±0件） | 環境生活部   |
|   | 《重点施策》<br>②犯罪被害給付制度の運用 | ○給付の対象となる犯罪被害者等に対し、制度の内容や手続について十分に教示するとともに、申請受理や裁定事務をできる限り速やかに行うよう努めました。<br>・受理：10件（前年度1件、+9件）<br>・裁定：4件（前年度2件、+2件） | 警察本部  |         |
|   | ③公費負担制度の運用             | ○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため犯罪被害に係る医療費等の一部を公費で負担しました。<br>・公費支出件数：28件<br>（前年度38件、-10件）                                      | 警察本部  |         |

| 施策の柱  | 基本施策               | 施策名                         | 事業内容  | 担当部    |
|---|--------------------|-----------------------------|---|--------|
| (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 | B 被害の早期回復・軽減のための支援 | ④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担 | ○性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置費用を公費で支出し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。<br>・公費支出：6件（前年度1件、+5件）                        | 環境生活部  |
|   |                    | ⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施       | ○犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、臨床心理士の資格を有する職員がカウンセリングを実施しました。<br>・カウンセリング回数：47回<br>（前年度15回、+32回）           | 警察本部   |
|   |                    | ⑥学校における犯罪被害者等への支援           | ○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。（前年度：同様の施策を実施）                                | 教育委員会  |
|   |                    |                             | ○性被害が発生した小学校からの要望により、臨床心理士を派遣して、性被害に遭った低年齢児童に対する心のケア等について、保護者や教員に対し研修を実施するとともに、個別の相談に応じました。       | 環境生活部  |
|   |                    | ⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供    | ○県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察本部、市町等関係機関・団体に配布しました。<br>・作成部数：230部（前年度250部、-20部） | 環境生活部他 |
|   | C 生活再建に対する支援       | ①再被害防止措置の推進                 | ○再被害のおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、関係機関と連携して、再被害防止に資する関連情報の継続的な教示、防犯指導等を行いました。（前年度：同様の施策を実施）          | 警察本部   |
|   |                    | ②被害直後における緊急避難場所の確保          | ○犯罪行為の現場になるなどして、自宅での居住が困難となった犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、一時避難に伴う宿泊費を公費で負担しました。<br>・運用件数：5件（前年度2件、+3件）    | 警察本部   |



| 施策の柱  | 基本施策         | 施策名                            | 事業内容  | 担当部     |
|---|--------------|--------------------------------|---|---------|
| (1) 犯罪被害者等を受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 | C 生活再建に対する支援 | ③DV被害者や被虐待児童の一時保護              | <p>○女性相談所において一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護実施人数：実人員 46名（本人）<br/>（前年度 49名、-3名）<br/>同伴児童：39名<br/>（前年度 36名、+3名）</li> </ul> <p>○児童相談所において一時保護を実施するとともに、児童養護施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待を事由とする一時保護実施人数：449人<br/>（前年度 480人、-31人）</li> </ul> | 子ども・福祉部 |
|   |              | 《重点施策》<br>④安全確保等のための一時的な居住先の確保 | <p>○令和2年7月8日、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を締結しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績：0件（令和2年度新規施策。）</li> </ul>   | 環境生活部   |
|   |              | ⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用  | <p>○犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度について、同制度の適切な運用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績：0件<br/>（前年度：0件、前年同期比±0件）</li> </ul>  | 県土整備部   |
|   |              | 《重点施策》<br>⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進   | <p>○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配付しました。（前年度：同様の施策を実施。事業者向けパンフレットは新規作成。）</p> <p>○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。（令和2年度新規施策。）</p>   | 環境生活部   |

| 施策の柱                   | 基本施策         | 施策名  | 事業内容   | 担当部   |
|------------------------|--------------|--|--|-------|
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | C 生活再建に対する支援 | ⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施                              | <p>【労働相談室】</p> <p>○労働者や事業主から労働問題に関する相談があった場合、その内容に応じて関係機関や支援制度等の情報提供を行いました。</p> <p>(前年度：同様の施策を実施)</p> <p>【公共職業訓練】</p> <p>○離職された方の早期の再就職を支援するため、職業訓練の機会を提供しました。</p> <p>(前年度：同様の施策を実施)</p>                                 | 雇用経済部 |
|                        |              | ①「三重県安心安全まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備      | <p>○「三重県安心安全まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」を開催し、県庁内関係部局間の連携強化を図りました。</p> <p>・開催状況：2回(8月、2月)</p> <p>(前年度：2回、前年同期比±0回)</p>   | 環境生活部 |
|                        |              | ②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化                 | <p>○新型コロナウイルスの影響により、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催が困難となったことから、代替措置として、県内9ブロック別に市町担当者と少人数の意見交換会を開催し、市町の連携強化を図りました。</p> <p>・開催状況：9回(6月～9月)</p> <p>(前年度は「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を3回開催)</p>   | 環境生活部 |
|                        |              | <p>《重点施策》</p> <p>③県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】</p> | <p>○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。</p> <p>(前年度：同様の施策を実施)</p> <p>○県内9ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加した意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。</p> <p>(前年度は「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を3回開催)</p> | 環境生活部 |

| 施策の柱                   | 基本施策          | 施策名                       | 事業内容  | 担当部        |
|------------------------|---------------|---------------------------|---|------------|
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | A 総合的な支援体制の整備 | ④学校における犯罪被害者等への支援<br>【再掲】 | ○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。（前年度：同様の施策を実施）  | 教育委員会      |
|                        |               | ⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施 | ○犯罪被害者等支援従事者を対象に、研修会を2回開催し、支援従事者の資質の向上と関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。<br>・第1回：講師…犯罪被害者ご遺族岩城順子氏、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長仲律子氏、参加者85名<br>・第2回：講師…武庫川女子大学文学部准教授大岡由佳氏、みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長仲律子氏、参加者42名<br>（前年度：同様の施策を実施）<br>○犯罪被害者等支援従事者の支援マニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、支援従事者の対応力の底上げを図りました。<br>（令和2年度新規施策） | 環境生活部      |
|                        |               |                           | ○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援従事者に対し、支援に当たり代理受傷を防止するための研修・ケース会議を開催しました。<br>・受傷対策実施回数:10回（前年度：6回、+4回）  | 環境生活部      |
|                        |               | ⑥支援従事者の心理的外傷のケア           | ○「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」において、代理受傷とその対応策について記載しました。<br>【環境生活部】<br>○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談員を対象に代理受傷に関する研修を行いました。【環境生活部】<br>・実施回数：10回（前年度：1回、+9回）<br>○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する教養、研修会等を行いました。【警察本部】<br>・実施回数：16回（前年度11回、+5回）   | 環境生活部・警察本部 |

| 施策の柱                   | 基本施策               | 施策名                                   | 事業内容  | 担当部        |
|------------------------|--------------------|---------------------------------------|---|------------|
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | A<br>総合的な支援体制の整備   | 《重点施策》<br>⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援         | ○ひな形の配布等により、市町の「窓口一覧表」及び「犯罪被害者等支援施策集」の作成を支援しました。<br>・犯罪被害者等支援施策集作成市町数：7市町<br>(前年度：2市町、+5市町)<br>○条例制定市町等を訪問し、各市(町)における犯罪被害者等支援の現状と課題の確認をしたほか、支援体制整備に向けた助言を行いました。<br>(令和2年度新規施策)  | 環境生活部      |
|                        | B<br>犯罪被害者等への理解の促進 | 《重点施策》<br>①「犯罪被害者を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | ○県広報誌「県政だよりみえ」11月号、に「犯罪被害者を考える週間」についての記事を掲載しました。【環境生活部】(前年度：同様の施策を実施)<br>○11月28日大山田コミュニティプラザ(桑名市)において「犯罪被害者支援を考える集い～桑名市犯罪被害者等支援条例制定記念～」を開催しました。【環境生活部・警察本部】<br>〔プログラム〕<br>・講演：犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟氏<br>・桑名市犯罪被害者等支援条例概要紹介<br>・(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター活動紹介<br>・犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける啓発イベント：出演者 桂 文我氏<br>・フィナーレ：県民代表による犯罪被害者等を支える社会づくりに向けての決意表明：交通遺児を励ます会会員のお子さん、県立桑名工業高等学校 生徒の皆さん<br>・来場者数：159名<br>(前年度：同様の施策を実施)<br>○「犯罪被害者を考える週間」中、県庁及び県地域機関、市町役場においてパネル、ポスター等展示を行いました。【環境生活部・警察本部】<br>(前年度：同様の施策を実施) | 環境生活部・警察本部 |

| 施策の柱                   | 基本施策            | 施策名                                  | 事業内容   | 担当部   |
|------------------------|-----------------|--------------------------------------|--|-------|
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | B 犯罪被害者等への理解の促進 | ②犯罪被害者等支援についての出前講座の実施                | ○関係機関・団体等において、出前講座を実施し、条例の周知及び犯罪被害者等支援の必要性や具体的支援要領について事例検討を交えて説明しました。<br>・実施回数：6回（前年度8回、－2回）<br>・参加者：171名（延べ）<br>（前年度：300名、－129名）  | 環境生活部 |
|                        |                 | ③「～寄り添う心～よりこ」出前講座の実施                 | ○学校・自治会等において出前講座を実施し「よりこ」の周知及び性暴力被害の潜在化防止を図りました。<br>・実施回数：8回（前年度12回、－4回）<br>・参加者：353人（延べ）<br>（前年度：739人、－386人）  | 環境生活部 |
|                        |                 | 《重点施策》<br>④事業者の犯罪被害者等への理解の促進<br>【再掲】 | ○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配付しました。（前年度：同様の施策を実施。事業者向けパンフレットは新規作成。）<br>○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。（令和2年度新規施策。） | 環境生活部 |
|                        |                 | ⑤医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進                | ○医療従事者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」への参加いただき、理解の促進を図りました。（令和2年新規施策）   | 環境生活部 |
|                        |                 | ⑥インターネット上の誹謗中傷への対応                   | ○総務省、法務省に対し、インターネット上における犯罪被害者等に対する誹謗中傷に対する法整備を含めた早急な対応を求める提言を行いました。<br>（前年度：同様の施策を実施）<br>○「三重県犯罪被害者等ハンドブック」において、インターネット上の誹謗中傷に関する相談への対応要領について記載しました。<br>（令和2年新規施策）                                       | 環境生活部 |

| 施策の柱                   | 基本施策            | 施策名                       | 事業内容   | 担当部   |
|------------------------|-----------------|---------------------------|--|-------|
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | B 犯罪被害者等への理解の促進 | ⑦生徒等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 | ○犯罪被害者等の現状や、命の大切さの理解、規範意識の向上を図るため、中学、高校、大学生を対象に、犯罪被害者遺族による講演を行いました。<br>・実施回数：7回（前年度11回、－4回）<br>・参加者：1,320人（延べ）<br>（前年度：3,228人、－1,908人） | 警察本部  |
|                        |                 | ⑧学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進 | ○教科や特別活動等において、犯罪被害者の人権に係わる問題に対する理解を深める学習が行われるよう、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料等の活用を促進しました。<br>（前年度：同様の施策を実施）                                      | 教育委員会 |

## 5. 数値目標の進捗状況

数値目標の進捗状況は以下のとおりでした。

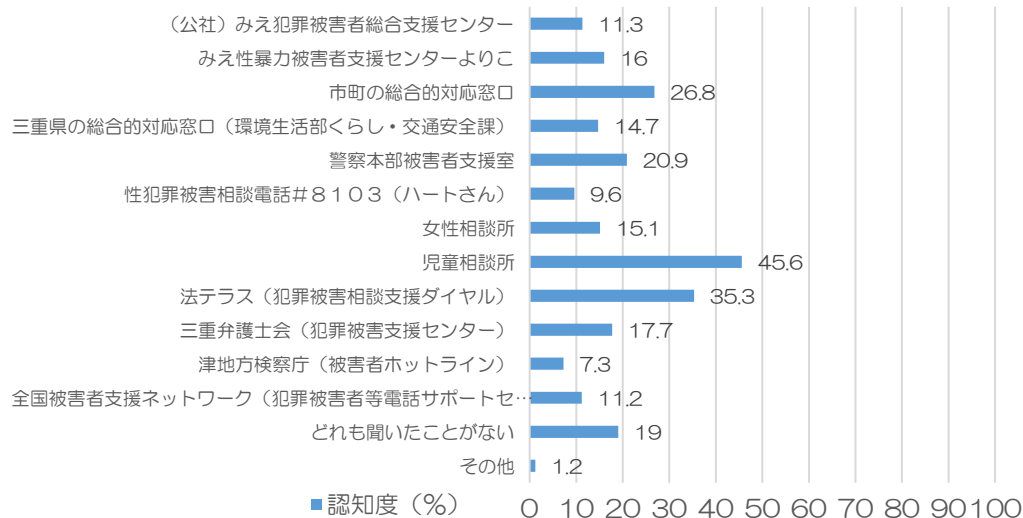
すべての項目が微増しましたが、目標の達成には、取組みを一層強化する必要があります。

| 目標項目                                | 令和元年度 | 現状値<br>(令和2年度)   | 目標値<br>(令和5年度) |
|-------------------------------------|-------|------------------|----------------|
| ④ 犯罪被害者等支援<br>施策集作成市町数              | 2市町   | 7市町<br>(5市町増)    | 29市町           |
| ⑤ 「(公社)みえ犯罪<br>被害者総合支援セ<br>ンター」の認知度 | 6.5%  | 11.3%<br>(4.8%増) | 30.0%          |
| ⑥ 「みえ性暴力被害<br>者支援センター<br>よりこ」の認知度   | 9.4%  | 16.0%<br>(6.6%増) | 30.0%          |

【参考】「三重県 e-モニターアンケート」(R2. 11/13~11/26) 抜粋

今回調査：n=564人 前回調査：n=693人

Q. あなたが知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。知っているものすべてを選んでください。



## 6. 令和2年度の取組結果の評価、残された課題

### (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

#### A 相談及び情報の提供

ブロック別に市町との意見交換会を、支援関係団体・機関にも参加いただきながら開催しましたが、各市町と支援関係機関・団体の相互連携体制の確立がまだ十分ではないと判断されるため、今後も、継続して同様な取組を進め、お互いに顔の見える関係を構築する必要があります。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、周知広報取組の強化に加え、近年のメディア等による情報発信の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響、SNS相談事業の開始などにより、令和2年度の相談件数は前年度の約2倍となる623件に急増するなど、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが急速に高まってきています。また、付き添い支援等直接的支援が必要となるケースが増えるとともに、相談者の低年齢化も進んでおり、こうした状況に対応していくため、相談・支援体制の強化を速やかに進めていく必要があります。

また、連携協力病院の数が全国平均33病院と比べると、9病院と平均より少ないことから、連携協力病院の拡充に引き続き取り組むとともに、男性被害者に対応できる病院の確保を進める必要があります。

#### B 被害の早期回復・軽減のための支援

三重県犯罪被害者等見舞金として、これまで令和元年度に9件190万円、令和2年度に8件210万円の支給を行い、被害者の方からは「大変助かった」という意見をいただいています。今後も、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、見舞金を必要としている被害者が間違いなく見舞金を受け取れるよう制度周知を図っていく必要があります。

#### C 生活再建に対する支援

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」締結後、令和2年度中の利用はありませんでしたが、引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

犯罪被害者等に対する事業者の理解促進については、まだ十分ではない



と考えるため、令和3年度以降も、取組を説明する機会や作成したパンフレットを配付する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発を進めていく必要があります。

## (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

### A 総合的な支援体制の整備

県の支援条例制定に続き、市町での条例制定の動きも拡大してきているところですが、市町における総合的な支援体制は、まだ十分に整備できている状態ではありません。

各市町の支援従事者が支援を行う際のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」が令和2年度に完成したので、ハンドブックの活用手法も含め、支援従事者のノウハウ習得やスキルアップに向けた研修を、今後も定期的に開催していく必要があります。

また、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立に向けて、全市町での策定を目指している「市町版犯罪被害者等支援施策集」について、令和2年度末で7市町にとどまっていることから、全市町での策定に向けて市町への働きかけを強化していく必要があります。

さらに、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町窓口で配付する「相談窓口一覧」の作成を引き続き各市町へ働きかけるほか、犯罪被害者に向けたアンケート調査でニーズの高い、情報提供と被害からの早期回復を図るためのツールについても作成を検討していく必要があります。

加えて、市町窓口を周知徹底するため、各市町のホームページを整備し、対応窓口や犯罪被害者支援に関する情報を掲載するよう働きかけます。

### B 犯罪被害者等への理解の促進

県による「犯罪被害者支援を考える集い」や「犯罪被害を考える週間」での啓発事業、「出前講座」等を通じた取組のほか、市町での犯罪被害者等への理解促進に向けた広報も拡大しつつあるところですが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度は依然低く、県民理解の促進は不十分と考えられます。多くの県民に、犯罪被害者等が置かれている立場や状況、支援の必要性について知ってもらう機会を継続して提供していくことが必要です。

また、犯罪被害者等に早い段階で接する可能性の高い医療従事者については、これまで十分な周知啓発ができていないことから、特に注力して犯罪被害

者等の心情や支援の必要性に関する理解の促進を図っていく必要があります。

## 7. 令和3年度の取組の方向性

### (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

#### A 相談及び情報の提供

- ブロック別意見交換会を開催し、市町支援従事者のスキルアップを図るとともに、支援関係団体・機関との相互連携体制の確立を促進します。

#### B 被害の早期回復・軽減のための支援

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、制度周知を進めます。

#### C 生活再建に対する支援

- 事業者の理解促進に向けて、パンフレットを活用した周知啓発に取り組みます。

### (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

#### A 総合的な支援体制の整備

- 市町において条例等の制定や支援事業の創設等が進められている今、総合的な支援体制を整備する絶好の機会と捉え、市町及び関係機関・団体を巻き込んだ会議や研修会の開催等を通じて、顔の見える関係を構築するとともに支援従事者のスキルアップを図ります。
- 「市町版犯罪被害者等支援施策集」の策定に向けた市町への働きかけを強化し、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立を図ります。
- 各機関窓口で被害に関することを繰り返し話さなければならない精神的苦痛を軽減するとともに、各機関の支援に関する情報を一元的に知ることのできるツールとして「被害者ノート」の作成を進め、犯罪被害者等への情報提供の充実と被害からの早期回復を図ります。

- 犯罪被害者等と早期に接する可能性の高い医療従事者（救急救命士を含む）を対象とした犯罪被害者等支援に関するパンフレットを作成し、パンフレットを活用した研修等を実施することにより、二次被害の防止や犯罪被害者等を支える社会の形成の促進を図ります。
- 性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、連携医療機関の充実・拡充を図ります。拡充にあたっては、年々増加している男性被害者に対する支援を実施するため、産科・婦人科に加えて泌尿器科等との連携も視野に取組みます。
- 子どもたちが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、児童生徒や保護者、養護教諭を対象に性被害の未然防止や対応等についての研修を開催するとともに、小学校低学年向けの学習教材を各校に配付します。
- よりこ連携・協力病院における支援対応力の強化を図るため、性暴力被害者支援看護職（SANE）の養成プログラムへ看護職を派遣し、よりことともに性暴力被害者に寄り添ったきめ細やかな支援活動に継続して協力していただける人材を育成します。

## **B 犯罪被害者等への理解の促進**

- 県民の犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える集い」の開催や、大型集客施設での啓発活動など各種広報啓発活動を推進するとともに、「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上に取り組めます。
- 出前講座に取り組み、条例の周知や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

別添1【三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談広報用チラシ（令和2年度）】

「新型コロナウイルス感染症」による不安やストレスから、増加や深刻化が心配される家庭内等のDVや予期しない妊娠、性暴力の被害などについて、どこにも相談できずに悩んでいませんか??

～ 県では、緊急対策の一環で、少しでも多くの県民の皆さんの不安に寄り添えるようDV・妊娠SOS・性暴力の3分野合同でLINE相談を実施します～

パートナーの束縛がきつい…これって愛なの？

生理のこと  
性のこと  
気になることがある

イヤだったのにエッチされた

 **LINE**で相談しませんか 秘密は守ります

相談は匿名でも大丈夫。  
ひとりでも悩まないで相談してください。

 **「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」**

LINE相談は24時間受け付けますが、返信は相談時間内になります。  
それぞれの相談時間等については、裏面をご覧ください。

QRコードから登録すると、友だち追加できます。



**実施期間：令和2(2020)年6月1日～令和3(2021)年3月31日**

別添2【中学生向け「よりこ」チラシ（表面）】

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ

をご存じですか？

性暴力被害にあわれた方へ  
だれにも相談できずに、  
ひとりで悩んでいませんか？  
あなたは、なにも悪くありません。  
ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。  
秘密は厳守します。  
あなたの大切な体と心のケアについて  
いっしょに考えましょう。

相談専用電話

059-253-4115

相談時間

10時～16時（土日祝、年末年始除く）

メールフォーム、LINEでの相談も24時間受け付けています。  
（返信は上記時間内でおこないます）

よりこにできること

よりこ みえ 検索

<http://yorico.sub.jp/>

LINE 相談もしています！

3分野合同



QRコードから登録  
すると、友だち追加  
できます。



「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」

DVに関する相談窓口

相談例  
夫婦や恋人などパートナー  
からの暴力等

妊娠SOSみえ  
「妊娠レスキューダイヤル」

相談例  
生理のこと、妊娠のこと  
性のこと等

性暴力被害に関する  
相談窓口

相談例  
望まない性行為  
過去の性被害等

【中学生向け「よりこ」チラシ（裏面）】

☆ みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

# よりこ



よりこにできること



相談時間 10時～16時（土日祝、年末年始除く）

相談専用電話 **059-253-4115**

通話料がかかります。

思い当たることがあれば、  
ひとりで抱え込まず、  
「よりこ」に相談してください。

**性暴力とは**  
あなたの望まない性的な行為は  
すべて性暴力です。

**性暴力被害を受けると…**  
体や心に大きなダメージや傷を受け、  
時間がたっても恐怖や不安で混乱した  
状態になります。

**例えば**

- 自分がいやになる
- 気持ちが落ち込む
- 被害時の情景が突然よみがえる  
など…

**よりこにできること**



**医療機関の紹介**  
産婦人科等と連携し、医療的支援をおこないます。

**特別支援**  
希望に応じて、病院等への付添いをおこないます。

**弁護士による法律相談**  
希望に応じて、弁護士による法律相談がうけられます。

**相談員等による面接相談**  
女性相談員（カウンセラー）がお話をうかがいます。

**みえ性暴力被害者支援センター  
よりこ**

三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター よりこ

MIYAGIWA & PARTNER S.R.L.

## Para quienes han sido víctimas de delitos y los familiares en caso de muerte

# Información sobre el sistema de subsidio de condolencia a las víctimas de delitos y otros en la Prefectura de Mie (スペイン語)

Se proporciona subsidio de condolencia a fin de reducir la carga económica a los familiares de las víctimas de delitos intencionales con consecuencia de muerte como asesinato entre otros, así como a las víctimas que han sufrido lesiones, enfermedades graves o enfermedades psicológicas.

### Quienes son considerados víctima de delito

Todos los delitos cometidos "en Japón" o "fuera de Japón a bordo de un barco o avión japones" que cause daño a la vida o el cuerpo de una persona

(Excepto delitos por negligencia ※Sólo para los delitos que ocurrieron a partir de 1 de abril de 2019)

### Requisitos para recibir el subsidio

Las víctimas y los familiares residentes en la Prefectura de Mie en el momento del delito

### Casos que no podrán recibir el subsidio

Por ejemplo:

- Si el autor del crimen y la víctima o el familiar de primer orden tienen un parentesco (dentro del tercer grado de consanguinidad) (a menos que la víctima estuviera con custodia de una persona menor de 18 años)
- Si la víctima fue quien incitó a cometer el delito
- Si la persona es socialmente no aceptable para recibir el subsidio

### Forma de solicitar el subsidio / plazo de solicitud

[Forma de solicitar] Envíe la solicitud por correo o llévela directamente a la ventanilla de solicitud.

[Plazo de solicitud] Dentro del plazo de 1 año a partir de la fecha de tener conocimiento del delito (En caso que sobrepase los 7 años desde la fecha del delito, no podrá solicitar el subsidio.)

[Ventanilla de solicitud] Sección de Vida Cotidiana e Seguridad del Tráfico del Departamento de Medio Ambiente y Vida Cotidiana de la Prefectura de Mie

〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Ventanilla de consulta] Centro de Asistencia General a las Víctimas del Crimen de Mie (personería jurídica especificada sin lucro) Tel: 059-213-8211



El formulario de solicitud puede descargarse aquí.

(Página Web de la prefectura)

## 【①三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（スペイン語、裏面）】

### Los tipos de subsidios de condolencia, el valor de subsidio y las personas que pueden recibir el subsidio

#### ○Subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos 600.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

El familiar de primer orden (\*1) de la víctima del crimen que ha fallecido como resultado de un acto criminal y que tenía la dirección en la Prefectura de Mie en el momento de la ocurrencia del acto criminal

\*1 El familiar de primer orden ... El familiar con el número menor entre los siguientes ① al ⑩

- 1 ①Cónyuge (incluye la persona en circunstancias similar a una relación marital de hecho)
- 2 ②Los hijos, ③los padres, ④los nietos, ⑤los abuelos ⑥los hermanos cuyo sustento se haya mantenido con los ingresos de la víctima
- 3 ⑦Los hijos, ⑧los padres, ⑨los nietos, ⑩los abuelos o ⑪los hermanos que no corresponden a "2"

[Nota] Los números en círculos indican el orden de los familiares que pueden recibir el subsidio.

[Nota] Si el familiar de primer orden no solicita el subsidio de condolencia, los demás familiares no pueden solicitarlo.

#### ○Subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves 200.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas que sufrieron lesiones o enfermedades graves como consecuencia del delito (diagnostico medico de 1 mes o más de tratamiento y 3 días o más de hospitalización en total)

#### ○Subsidio de condolencia por psicoterapia 50.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas de un delito específico (\*2) con consecuencia de enfermedades mentales (diagnostico medico de 3 meses o más de tratamiento y 3 días o más de ausencia en el trabajo en total)

\*2 Delito específico ... Se incluye no sólo el intento de asesinato, sino también otros intentos del crimen.

Intento de asesinato, robo, relaciones sexuales forzadas, indecencia forzada, secuestro y tráfico de personas

### Documentación necesaria para solicitar

- "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos)"  
[三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書]
- "Formulario de declaración de las víctimas del crimen"  
[犯罪被害申告書]
- "Formulario de aplicación del familiar representante a recibir el subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos)"  
[三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書]
- "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves / psicoterapia)"  
[三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書]
- Documentos adjuntos (registro de domicilio, certificado de notificación de víctima del robo etc., y certificado médico o documento de caso de inspección de cadáveres etc.)

\*Para mayor información sobre el formulario de solicitud arriba mencionado y los documentos adjuntos necesarios para la solicitud, verifique la página Web de la Prefectura de Mie.

### Cancelación de la determinación del subsidio / devolución del subsidio de condolencia

- Si después que se haya tomado la determinación del subsidio, y se descubre que no tiene derecho a recibirlo o si se reconoce que ha recibido la determinación del subsidio por medios falsos u otros medios fraudulentos, la determinación del subsidio será cancelada.
- Si la determinación de subsidio es cancelada, debe devolver el dinero.



## Às vítimas de crimes e familiares de vítimas de homicídio

(ポルトガル語)

### Sobre o sistema de pagamento de indenização para vítimas de crimes da Província de Mie

O pagamento de indenização é fornecido aos familiares de vítimas de homicídio, assim como às vítimas de crimes que sofreram lesão corporal grave ou desenvolveram transtornos mentais, com o propósito de reduzir os encargos financeiros.

#### Crimes cabíveis

Atos classificados como crimes causadores de lesão corporal ou contra a vida das pessoas, ocorridos "em território japonês" ou "dentro de embarcações ou aeronaves japonesas localizadas em território exterior"

(Não inclui crimes de negligência. \*Limita-se aos crimes ocorridos no dia 1 de abril de 2019 em diante.)

#### Requisitos para concessão da indenização

Têm direito a receber a indenização, a vítima de crime, ou familiar de vítima de homicídio, com endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do ato criminoso sofrido.

#### Casos em que não é concedida a indenização (exemplos)

- Quando houver parentesco (até terceiro grau) entre o agressor e a vítima ou familiar classificado como primeiro beneficiário (exceto quando a vítima estiver exercendo a custódia de um menor de 18 anos).
- Quando a vítima induziu o ato criminoso.
- Quando se reconhece que a concessão da indenização é socialmente inadequada.

#### Procedimento e prazo para solicitação da indenização

[Procedimento] Enviar a solicitação por correio, ou entregar pessoalmente, ao setor de atendimento descrito abaixo.

[Prazo de solicitação] Dentro de 1 ano a partir da data de reconhecimento do crime correspondente (No entanto, não é possível solicitar após passados 7 anos a partir da data do crime.)

[Setor de atendimento] Seção de Segurança na Vida Cotidiana e Trânsito, Departamento da Vida e Meio-ambiente da Província de Mie

〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Contato para consultas] Centro de Apoio Geral às Vítimas de Crimes de Mie

(associação incorporada de interesse público) Tel: 059-213-8211



Acesse o código QR para fazer o download do formulário de solicitação.

(Website da província de Mie)

## 【② 三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（ポルトガル語、裏面）】

### Tipos de indenização, valores e beneficiários

#### - Indenização para familiares de vítimas de homicídio 600.000 ienes

<Beneficiários>

O primeiro beneficiário (\*1) deve ser um familiar da vítima e possuir endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do crime.

\*1 Primeiro beneficiário: é o familiar que corresponder ao menor número de ① a ④ a seguir:

- 1 ①Cônjuge (incluindo aqueles em união estável ou circunstância semelhante)
- 2 ②Filhos, ③pais, ④netos, ⑤avós ou ⑥irmãos dependentes da vítima
- 3 ⑦Filhos, ⑧pais, ⑨netos, ⑩avós ou ⑪irmãos que não se enquadram no item "2" acima

[Obs.] Os números circulos correspondem à ordem de prioridade para recebimento da indenização.  
[Obs.] A omissão da solicitação do pagamento da indenização pelo primeiro beneficiário não concede o direito de solicitação pelo segundo e seguintes beneficiários.

#### - Indenização para tratamento de lesão corporal ou moléstia grave 200.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso que sofreu lesão corporal ou moléstia grave (cujo tratamento médio necessite de 1 mês ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de internação).

#### - Indenização para tratamento de transtorno psicológico 50.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso específico (\*2) que, em consequência do crime, desenvolveu algum transtorno psicológico (cujo tratamento médico necessite de 3 meses ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de afastamento do trabalho).

\*2 Ato criminoso específico: refere-se ao crime de tentativa de homicídio e aos crimes e tentativas de crime de roubo, estupro, abuso sexual, sequestro e tráfico humano.

### Documentos necessários para a solicitação

- "Formulário de solicitação da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"  
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）納付申請書
- "Relatório de danos criminais"  
犯罪被害申告書
- "Indicação do beneficiário da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"  
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- "Solicitação do pagamento da indenização para vítimas de crimes da Província de Mie (indenização para tratamento de lesão corporal grave ou transtorno psicológico)"  
三重県犯罪被害者等見舞金（重症病・精神療養見舞金）給付申請書
- Documentos a serem anexados (comprovante de residência, comprovante de queixa de danos causados por roubo, atestado médico ou atestado de óbito, etc.)

\*Para os formulários de solicitação acima e mais detalhes sobre os documentos a serem anexados, consulte o website da Província de Mie.

### Cancelamento da aprovação/devolução da indenização

- Mesmo após a aprovação do pagamento da indenização, o pagamento da indenização será cancelado em caso de descoberta de falsificação ou fraude no processo de solicitação, ou do não cumprimento dos requisitos.
- Caso a aprovação seja cancelada após o pagamento já ter sido efetuado, o valor da indenização deverá ser devolvido.

【③三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（英語、表面）】

## For Crime Victims and Families of Deceased Crime Victims

(英語)

# Information on Mie Prefecture's Consolation Payment System for Crime Victims, etc.

Consolation payments are made to families of deceased crime victims who suddenly lost their lives because of intentional crimes, such as murders, as well as to crime victims who have suffered from severe injuries, illnesses or mental disorders caused by crimes in order to help them reduce their financial burdens.

### Crimes Covered by the Consolation Payment System

The consolation payment system covers crimes committed "in Japan" or "on Japanese ships/airplanes outside Japan" which caused loss of life or physical harm. (Except for crimes of negligence ※Only crimes committed on and after April 1, 2019 are covered by the system.)

### Condition for Payment

Consolation payments are made only to crime victims or families of deceased crime victims who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed.

### Rejection of Payment

There are cases where no consolation payment is made, for example:

- If the criminal is a relative (within the third degree of kinship) of the crime victim or the primary member of his or her family. (Except in the case where the crime victim used to take actual care of a person under 18)
- If the criminal act was triggered by the crime victim.
- If it is regarded as inappropriate under normal social conventions to make a consolation payment to the applicant.

### Procedure and Deadline for Application

[Procedure] Please send your application forms by post or bring them directly to the following place of application.

[Deadline] We accept your application for just one year after you get informed about the crime. (Note: You are no longer eligible to make your application if seven or more years have already passed since the occurrence of the crime.)

[Place of application] Division of Life and Traffic Safety, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu-shi 514-8570 Phone: 059-224-2664

[Consultation service] Mie Comprehensive Support Center for Crime Victims  
(public interest incorporated association) Phone: 059-213-8211



You can download the application forms, etc. here.

(Mie Prefecture's website)

### 【③ 三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（英語、裏面）】

#### Types and Amounts of Consolation Payments and Those Eligible to Receive Them

##### ○ Consolation Payments to Families of Deceased Crime Victims 600,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

The primary member of the family of a deceased crime victim (\*1) who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed

\*1 Primary member of the family of a deceased crime victim --- Among the members of the family of a deceased crime victim (① to ⑾) shown below, someone indicated by the smallest number, also referred to as the "primary member of the family of the victim," is eligible for a consolation payment of this type.

1 Spouse (①) (also in the case of de facto marriage) of the deceased crime victim

2 Any of the children (②), parents (③), grandchildren (④), grandparents (⑤) and siblings (⑥) of the deceased crime victim who used to live their daily lives under the financial support from the victim

3 Any of the children (⑦), parents (⑧), grandchildren (⑨), grandparents (⑩) and siblings (⑾) of the deceased crime victim who do not meet the condition mentioned in "2"

[Note] The numbers shown above indicate who is more or less eligible to receive a consolation payment of this type in the family of a deceased crime victim.

[Note] If the first eligible primary member of the family of a deceased crime victim does not apply for a consolation payment of this type, the next potentially eligible family members are not qualified to make an application.

##### ○ Consolation Payments for Severe Injuries or Illnesses 200,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from severe injuries or illnesses caused by crimes (Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for one or more months and hospitalization for three or more days in total.)

##### ○ Consolation Payments for Mental Care 50,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from mental disorders caused by the specified crimes (\*2) (Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for three or more months and leave of absence for three or more days in total.)

\*2 Specified crimes ---The "specified crimes" cover the following types of crimes including attempted ones (like attempted murders).

Attempted murder, robbery, rape, indecent assault, abduction and human trafficking

#### Documents Required for Application (Description in English and Original Japanese Title)

##### ○ "Application Form for a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書】

##### ○ "Declaration of Damage Caused by the Crime"

【犯罪被害申告書】

##### ○ "Notice of Determination of the Recipient of a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書】

##### ○ "Application Form for a Consolation Payment (for Severe Injuries or Illnesses as well as for Mental Care) Made by Mie Prefecture"

【三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書】

##### ○ Accompanying documents (residence certificate, certificate of filing a victim report (due to theft, etc.) and medical certificate or postmortem certificate, etc.)

\* For further information on the application forms and accompanying documents mentioned above, please check the website of Mie Prefecture.

#### Cancellation and Return of Consolation Payments

○ Even after your application is approved, we will cancel the consolation payment to you if it has turned out that you are not eligible to receive the payment or you have gained our approval by making a false report or committing a fraud.

○ After the cancellation of the consolation payment to you, you must return it to us if you have already received it.

## 致遭受犯罪侵害的被害人和遗属

(簡体中国語)

# 三重县犯罪被害人等 抚慰金制度的指南

为了减轻因杀人等故意犯罪行为导致的意外死亡的犯罪被害人的遗属或身负重伤病、精神疾患的犯罪被害人的经济负担，提供抚慰金。

### 犯罪被害的对象

指在“日本国内”或“日本国外的日本船舶或日本飞机内”侵害他人生命或身体的犯罪行为

(过失犯除外。※只限2019年4月1日以后发生的犯罪被害。)

### 可接受补偿的条件

遭受犯罪被害原因的犯罪行为时，拥有在三重县内住址的犯罪被害人及遗属

### 不可接受补偿时

- 犯罪被害人或第一顺位的遗属与犯罪人之间属于亲属关系(3等亲内)时(但是，被害人正在监护不满18岁的人时除外。)
- 犯罪被害人诱发犯罪行为时
- 补偿抚慰金不适合社会上共同认知时

等

### 补偿的申请方法和申请期限

申请方法：请将申请表寄送到以下申请窗口或直接送到窗口。

申请期限：从知悉遭受该当犯罪被害之日起1年以内

(但是，从发生犯罪被害之日起经过7年时不能提出补偿申请。)

申请窗口：三重县环境生活部 生活和交通安全课

邮编514-8570 津市广明町13番地

电话：059-224-2664

咨询窗口：公益社团法人 三重犯罪被害人综合支援中心

电话：059-213-8211



申请表等可点击此处下载。

(县主页)

#### 【④ 三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（簡体中国語、裏面）】

### 抚慰金の種類、支払金額、補償対象

#### ○遺属抚慰金 60万日元

##### <補償対象>

因犯罪行为死亡的犯罪被害人遗属，发生犯罪行为时拥有在三重县内住址的第一顺位的遗属（※1）

※1 第一顺位の遺属…以下の①～⑪遺属中順位数字最小的遺属。

1 ①配偶者(包含与事实婚姻相同情况的人。)

2 依靠犯罪被害人的收入维持生活的犯罪被害人的②孩子、③父母、④孙子、  
⑤祖父母、⑥兄弟姐妹

3 指不属于“2”的该当犯罪被害人的⑦孩子、⑧父母、⑨孙子、⑩祖父母、⑪兄弟姐妹  
(注)○内的数字，指可以领取抚慰金遗属的順位。

(注)指第一顺位の遺属不申請該撫慰金時，第二順位之後的遺属不能提出申請。

#### ○重伤病抚慰金 20万日元

##### <補償対象>

因犯罪行为导致身负重伤病的犯罪被害人本人(医师诊断需要疗养1个月以上且合计住院3天以上)

#### ○精神疗养抚慰金 5万日元

##### <補償対象>

因特定的犯罪行为(※2)，导致犯罪被害人本人患上精神疾病(医师诊断需要疗养3个月以上且合计不能从事劳务3天以上)

※2 特定の犯罪行为…包括故意杀人未遂以外的犯罪未遂行为。

故意杀人(未遂)、抢劫、强迫性交、强迫猥褻、绑架以及人口贩卖

### 申請時需提交的文件

- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(遺属抚慰金)補償申請書”  
〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書〕
- “犯罪被害申告書”  
〔犯罪被害申告書〕
- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(遺属抚慰金)領收代表人決定申請表”  
〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書〕
- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(重傷病、精神療養抚慰金)補償申請書”  
〔三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書〕
- 附属文件(住民票、被盜等被害申告證明、診斷書或尸檢報告等)

※有关上述申請表及申請時需提交附属文件等，詳細請確認三重县主页。

### 取消補償認定和退還抚慰金

- 補償認定後，一旦判明沒有接受補償資格，或并認為是通過偽裝等其它非法手段接受補償認定時，則取消補償認定。
- 取消補償認定時，如果已經支付了補償抚慰金則必須退還。

別添4 【「相談窓口等一覧」ひな形】



ひとりでお悩みでは  
ありませんか

私たちは、犯罪による被害に遭われた方々のご相談をうけております。  
困っているときは、寄り添いながら支援をさせていただきます。  
あなたの声を聞かせてください。

〇〇市(□□町)





# 目次

## 犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

|   |     |
|---|-----|
| <b><u>犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧</u></b> . . . . .        | 1～4 |
| ・公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター . . . . .                 | 1   |
| ・みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心） . . . . .              | 1   |
| ・公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク . . . . .                   | 1   |
| ・県の相談窓口 . . . . .                                 | 2   |
| ・警察の相談窓口 . . . . .                                | 2   |
| ・津地方検察庁（被害者ホットライン） . . . . .                      | 3   |
| ・三重弁護士会（犯罪被害者支援センター） . . . . .                    | 3   |
| ・日本司法支援センター（法テラス） . . . . .                       | 3   |
| ・公益財団法人 暴力追放三重県民センター . . . . .                    | 3   |
| ・公益社団法人 犯罪被害者救済基金 . . . . .                       | 4   |
| ・公益財団法人 日本財団（まごころ奨学金係） . . . . .                  | 4   |
| <b><u>その他（悩み・困りごとに関する）県の相談窓口一覧</u></b> . . . . .  | 4～5 |
| <b><u>犯罪被害者団体（自助グループ）</u></b> . . . . .           | 6   |
| ・三重県交通遺児を励ます会 . . . . .                           | 6   |
| ・生命のメッセージ展(三重実行委員会) . . . . .                     | 6   |
| ・いのちの言葉プロジェクト . . . . .                           | 6   |
| <b><u>〇〇市（□□町）の対応窓口一覧（例）</u></b> . . . . .        | 7   |
| <b><u>（参考）三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧</u></b> . . . . . | 8   |





## 犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

### 犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族のための相談窓口です。

ひとりでお悩まず、まずはご相談ください。

#### 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

(三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 相談・支援<br>内 容    | 犯罪被害についての電話・面接相談<br>～病院や裁判所等への付き添い等～                                    |
| 電話・面接相談<br>受付時間 | 【電話番号】<br>059-221-7830 (なやみなし)<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 10:00～16:00 |

#### みえ性暴力被害者支援センター・よりこ(寄り添う心)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 相談・支援<br>内 容    | 性犯罪・性暴力被害に遭われた方の専門相談<br>～医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介等～                       |
| 電話・面接相談<br>受付時間 | 【電話番号】<br>059-253-4115 (よりこ)<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 10:00～16:00 |

#### 公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 犯罪被害者等電話相談<br>全国共通ナビダイヤル | 【電話番号】<br>0570-783-554 (なやみはここよ)<br>【受付時間】<br>7:30～22:00 (12/29～1/3までを除く)  |
| 対 応 内 容                  | 【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】<br>(例) 10:00～16:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、<br>(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター(開設時間平日10:00～16:00)へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援にに応じています。<br><br>【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】<br>(例) 7:30～10:00、16:00～22:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、<br>「犯罪被害者等電話サポートセンター」<br>につながり、電話相談に応じています。<br>※ その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。<br><br>【22:00～7:30までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】<br>ガイダンス対応となります。 |

## 県の相談窓口

| 相談内容   | 相談窓口                | 電話番号                                       | 受付時間  |                                   |
|--|---------------------|--|---|-----------------------------------|
| 犯罪被害者等の支援に関する総合窓口<br>(三重県犯罪被害者等見舞金)  | くらし・交通安全課           | 059-224-2664                               | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15                 |                                   |
| 交通事故に関する相談   | くらし・交通安全課           | 059-224-2201                               | 月～木<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～12:00<br>13:00～16:00  |                                   |
| DV被害に関する相談   | 女性相談所               | 059-231-5600                               | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00<br>火・木は、20:00まで |                                   |
| 児童虐待に関する相談<br><br>管轄の児童相談所が<br>分からない方は、<br>児童相談所<br>全国共通ダイヤル<br>189(いちはやく)<br>【24時間対応】 | 児童相談センター<br>(児童相談所) | 北鈴児童相談所<br>(桑名市、いなべ市、四日市市、<br>桑名郡、員弁郡、三重郡) | 059-347-2030                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
|  |                     | 鈴鹿児童相談所<br>(鈴鹿市、亀山市)                       | 059-382-9794                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
|  |                     | 中鈴児童相談所<br>(津市、松阪市、多気郡)                    | 059-231-5666                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
|  |                     | 南鈴志摩児童相談所<br>(伊勢市、鳥羽市、志摩市、<br>度会郡)         | 0596-27-5143                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
|  |                     | 伊賀児童相談所<br>(伊賀市、名張市)                       | 0595-24-8060                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
|  |                     | 紀州児童相談所<br>(尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、<br>南牟婁郡)         | 0597-23-3435                                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |

## 警察の相談窓口

| 相談内容                         | 相談窓口               | 電話番号                              | 受付時間                              |
|------------------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 犯罪被害者等の支援に関する相談              | 三重県警察本部<br>被害者支援室  | 059-222-0110<br>(代)               | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
| 性犯罪被害に関する相談、<br>犯罪被害者へのアドバイス | 三重県警察性犯罪被害<br>相談電話 | #8103(ハートさん)<br>又は<br>0120-110919 | 24時間対応                            |
| 犯罪被害に遭われた少年に<br>関する相談        | 少年相談110番           | 0120-417867                       | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00 |
| 暴力団犯罪による被害者からの<br>相談         | 暴力相談電話             | 059-228-8704                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00 |
| 外国人の方からの犯罪被害等<br>に関する相談      | 国際事犯相談電話           | 059-223-2030                      | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00 |
| 警察活動に関する相談                   | 警察安全相談電話           | #9110<br>又は<br>059-224-9110       | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00 |

津地方検察庁(被害者ホットライン)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 相談内容            | 犯罪被害についての相談、事件に関する問合せ   |
| 電話・面接相談<br>受付時間 | 【電話番号】<br>相談専用 059-228-4166<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 |

三重弁護士会(犯罪被害者支援センター)

|              |   |
|--------------|---|
| 相談・支援<br>内 容 | 被害回復のための法律相談<br>～示談交渉、裁判の受任、被害者等の権利の確立・保護活動(マスコミ対策)、<br>加害者からの権利侵害の予防、救済活動等～  |
| 面接相談         | ※ 原則、面談による相談<br>相談場所＝担当弁護士の法律事務所、弁護士会館、同四日市支部<br>ただし、相談者が犯罪の被害等のため移動困難な場合等は電話等による<br>相談も可能です。<br>※ 初回相談は無料                  |
| 申込方法         | 【申込方法】<br>書面(FAX)、電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。<br>【電話番号】<br>059-222-5957 FAX059-227-4675<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 |

日本司法支援センター(法テラス)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 相談、支援内容         | 相談窓口の案内、法制度の紹介、弁護士の紹介   |
| 電話・面接相談<br>受付時間 | 【電話番号】<br>犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)<br>【受付時間】<br>月～金 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00<br>(年末年始、祝日を除く)<br><br>【電話番号】<br>日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344<br>※IP電話をご利用されている場合は、0503383-5470<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 |

公益財団法人 暴力追放三重県民センター

|                 |   |
|-----------------|---|
| 相談内容            | 暴力団員による不当な行為等の相談  |
| 電話・面接相談<br>受付時間 | 【電話番号】<br>相談専用 0120-31-8930(やくざゼロ)<br>代表電話 059-229-2140<br>【受付時間】<br>月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00 |

公益社団法人 犯罪被害救済基金

|           |   |
|-----------|---|
| 目的・主な活動内容 | 犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重傷害を受けた方の子弟のうち、経済的理由で就業が困難な方に対し、奨学金など犯罪被害にかかる救済事業を行っています。(奨学金等給与事業、支援金支給事業)                            |
| 電話・連絡先等   | 【電話・FAX番号】03-6229-5111<br>【URL】 <a href="http://kyuenkikin.or.jp">http://kyuenkikin.or.jp</a> 【Twitterアカウント】@kyuenkikin |

公益財団法人 日本財団(まごころ奨学金係)

|           |   |
|-----------|---|
| 目的・主な活動内容 | 保護者(父または母など)が、交通事故・詐欺被害・傷害・殺人など理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。   |
| 電話・連絡先等   | 【電話番号】 03-6229-5111 【FAX番号】 03-6229-5160<br>【URL】 <a href="http://nf-yoho.com/">http://nf-yoho.com/</a><br>【メールアドレス】 <a href="mailto:magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp">magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp</a> |

その他(悩み・困りごとに関する)県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

| 相談内容                                | 窓口名称        | 電話番号         | 受付時間  |
|-------------------------------------|-------------|--------------|---|
| 消費生活に関するトラブル等の相談                    | 三重県消費生活センター | 059-228-2212 | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～12:00<br>13:00～16:00  |
| 性別にとらわれず自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みに関する相談 | フレンテみえ相談室   | 059-233-1133 | ○女性相談員対応日<br>火～日<br>9:00～12:00<br>火、金、土、日<br>13:00～15:30<br>木曜<br>17:00～19:00<br>月曜(祝日の場合のみ対応)<br>9:00～12:00<br>13:00～15:30<br>(年末年始、祝日(月曜が祝日の場合はその翌平日)を除く) |
|                                     |             | 059-233-1134 | ○男性相談員対応日<br>第1木曜<br>17:00～19:00<br>LGBT相談<br>第3金曜<br>13:00～19:00   |
| 人権に関する相談                            | 三重県人権センター   | 059-233-5500 | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00～17:00   |
| ひきこもり専門電話相談・依存症専門電話相談               | こころの健康センター  | 059-253-7826 | 毎週月曜<br>(年末年始、祝日を除く)<br>13:00～16:00   |
| 自殺予防・自死遺族電話相談                       |             | 059-253-7823 | 毎週月曜<br>(祝日の場合は火曜、年末年始を除く)<br>13:00～16:00   |

| 相談内容                         | 窓口名称                 | 電話番号                         | 受付時間   |
|------------------------------|----------------------|------------------------------|--|
| 計画していない妊娠等の悩み相談              | 妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」 | 090-1478-2409                | 月・水曜<br>15:00~18:00<br>土曜<br>9:00~12:00<br>(年末年始、祝日を除く)  |
| 身体障がいに関する相談及び支援              | 障害者相談支援センター          | 059-236-0400                 | 月~金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30~17:15                        |
| 高次脳機能障がいに関する相談及び支援           | 身体障害者総合福祉センター        | 059-231-0802                 | 月~金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30~17:15                        |
| 労働に関するあらゆる困りごと相談             | 三重県労働相談室             | 059-213-8290<br>059-224-3110 | 月・水・金<br>9:00~17:00<br>火・木<br>9:00~19:00<br>(年末年始、祝日を除く) |
| 子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方等に関する相談 | 教育相談                 | 059-226-3729                 | 月・水・金<br>9:00~21:00<br>火・木<br>9:00~17:00<br>(年末年始、祝日を除く) |
| いじめに関する相談                    | いじめ電話相談              | 059-226-3779                 | 24時間対応   |
| いじめやその他の子どものSOS全般に関する相談      | 24時間子どもSOSダイヤル       | 0120-0-78310                 | 24時間対応   |
| 学校における体罰に関する相談               | 体罰に関する相談             | 059-228-0032                 | 月・水・金<br>9:00~21:00<br>火・木<br>9:00~17:00<br>(年末年始、祝日を除く) |
| 学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談    | セクシュアル・ハラスメントに関する相談  | 059-226-3728                 | 月~金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>9:00~17:00                        |

### 犯罪被害者団体(自助グループ)

自助グループとは、同じように被害を受けた当事者の方同士が互いに語り合い、精神的に支え合うことでやすらぎ、再び立ち上がろうとする方々の集まりです。

#### 三重県交通遺児を励ます会(会長 安田厚子)

|           |   |
|-----------|---|
| 目的・主な活動内容 | <p>【目的】<br/>交通事故などにより父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子どもの自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うことを目的として活動している「交通遺児家庭による交通遺児のための自助団体」です。</p> <p>【主な活動内容】<br/>交通遺児家庭への支援（追悼会、餅つき大会、小中高入学祝金、成人式祝金、クリスマスプレゼント等）、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。</p> |
| 電話・連絡先等   | <p>【電話・FAX番号】                      【携帯電話番号】<br/>059-364-5562                      090-3855-5068</p> <p>【URL】<br/><a href="http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/">http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/</a></p>              |

#### 生命のメッセージ展(三重実行委員会 代表 垣内奈穂子)

|           |  |
|-----------|--|
| 目的・主な活動内容 | <p>【生命のメッセージ展】<br/>理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方が生きた証の象徴である靴の展示です。人型には顔写真と残されたご家族のメッセージが添えられています。人型となった被害者の方々は「生命の大切さ」を伝えるメッセンジャーです。被害者のご家族は、一人でも多くの人にそのメッセージを受け取ってもらうために、各地で活動をしています。</p> |
| 電話・連絡先等   | <p>【携帯電話番号】<br/>090-9338-0242</p> <p>【URL】<br/><a href="http://www.inochi-message.com/">www.inochi-message.com/</a></p>  |

#### いのちの言葉プロジェクト(代表 鷺見三重子)

|           |  |
|-----------|--|
| 目的・主な活動内容 | <p>【目的】<br/>大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援して下さる方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。</p> <p>【主な活動内容】<br/>各学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」(灯籠)の展示、人形劇「しあわせの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教室」の講演会等を実施しています。</p> |
| 電話・連絡先等   | <p>【電話・FAX番号】<br/>0594-76-7338</p> <p>【URL】<br/><a href="http://akari.readymade.jp">http://akari.readymade.jp</a>のメールフォームをご利用ください。</p>   |

〇〇市(〇〇町)の対応窓口一覧(例)

| 支援内容                   |   | 相談窓口 |   | 電話番号 | 備考 |
|------------------------|---|------|---|------|----|
| 全般                     | 相談・総合的対応窓口                                | 〇階   | 課 |      |    |
| 遺族                     | 遺族基礎年金(国民年金)                              | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 寡婦年金(国民年金)                                | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 死亡一時金(国民年金)                               | 〇階   | 課 |      |    |
| 遺族・<br>国債納             | <small>遺族基礎年金、特別養老付年金、寡婦年金、遺族厚生年金</small> | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 犯罪被害者等支援金                                 | 〇階   | 課 |      |    |
| 障害が<br>残った<br>被害者      | 特別障害者手当                                   | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 身体障害者手帳の交付                                | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 障害基礎年金(国民年金)                              | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | <small>障害者給付の滞りなく受給するための支援</small>        | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 障害者住宅改修費の給付                               | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 特別児童扶養手当                                  | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 障害児福祉手当                                   | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 療育手帳の交付                                   | 〇階   | 課 |      |    |
| ST/DV                  | 住民基本台帳の閲覧制限                               | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 女性相談員配置事業                                 | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | <small>DV被害者の退避確保確保住民登録外加入</small>        | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 母子生活支援施設への入所                              | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | <small>DV被害者の市営住宅優先抽選制度</small>           | 〇階   | 課 |      |    |
| 精神                     | 精神障害者保健福祉手帳の交付                            | 〇階   | 課 |      |    |
| 医療                     | 自立支援医療制度                                  | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 心身障害者医療費公費負担制度                            | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 子ども医療費助成制度                                | 〇階   | 課 |      |    |
| ひとり<br>親家庭             | ひとり親家庭等医療費公費負担制度                          | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 母子父子寡婦福祉貸付金                               | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 高等職業訓練促進費等事業                              | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | <small>母子家庭等の生活安定のための母子家庭自立支援給付金</small>  | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | <small>DV被害者等母子の早期就業支援給付金交付支援事業</small>   | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業                        | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 母子・父子自立支援員設置事業                            | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 児童扶養手当                                    | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 児童手当                                      | 〇階   | 課 |      |    |
| 子育て<br>支援・<br>児童<br>虐待 | 家庭児童相談事業                                  | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 児童手当                                      | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 一時保育(一時預かり)事業                             | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | 病児・病後児保育事業                                | 〇階   | 課 |      |    |
|                        | ファミリー・サポート・センター                           | 〇階   | 課 |      |    |

| 支援内容       |                           | 相談窓口 |   | 電話番号 | 備考 |
|------------|---------------------------|------|---|------|----|
| 子育て支援・児童福祉 | 短期入所生活援助（ショートステイ）事業       | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 夜間養護等（トワイライト）事業           | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 放課後児童クラブ（学童保育）            | 〇階   | 課 |      |    |
| 支就学        | 養保護及び児童養護児童生徒援助費          | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 新入学用品準備金の入学前支給            | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 私立幼稚園就園奨励費補助              | 〇階   | 課 |      |    |
| 各種相談       | 無料弁護士相談                   | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 無料司法書士相談                  | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 人権相談事業                    | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 交通事故相談事業                  | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 消費生活相談事業                  | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 若者就業サポートステーション            | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 教育相談                      | 〇階   | 課 |      |    |
| 介護・保護      | 福祉全般相談                    | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 健康相談                      | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 高齢者・介護に関する相談（介護型生活支援センター） | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 生活保護制度                    | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 生活困窮者自立支援事業               | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 税の猶予（市町県民税）               | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 高齢者虐待防止事業                 | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 障害者虐待防止事業                 | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 成年後見制度利用支援事業              | 〇階   | 課 |      |    |
|            | 犯罪被害者の市営住宅優先入居制度          | 〇階   | 課 |      |    |
|            |                           |      |   |      |    |
|            |                           |      |   |      |    |
|            |                           |      |   |      |    |



(参考)三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧

| 市町名  | 相談窓口          | 電話番号                    | 受付時間                              |                                   |
|------|---------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 津市   | 市民部市民交流課      | 059-229-3252            | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |                                   |
| 四日市市 | 市民文化部市民協働安全課  | 059-354-8179            |                                   |                                   |
| 伊勢市  | 危機管理部危機管理課    | 0596-21-5524            |                                   |                                   |
| 松阪市  | 環境生活部地域安全対策課  | 0598-53-4074            |                                   |                                   |
| 桑名市  | 生活安全対策室       | 0594-24-1337            |                                   |                                   |
| 鈴鹿市  | 危機管理部交通防犯課    | 059-382-9022            |                                   |                                   |
| 名張市  | 市民部市民相談室      | 0595-63-7416            |                                   |                                   |
| 尾鷲市  | 市民サービス課       | 0597-23-8250            |                                   |                                   |
| 亀山市  | 防災安全課         | 0595-84-5035            |                                   |                                   |
| 鳥羽市  | 総務課防災危機管理室    | 0599-25-1118            |                                   |                                   |
| 熊野市  | 市民保険課         | 0597-89-4111<br>(内線133) |                                   |                                   |
| いなべ市 | 総務部総務課        | 0594-86-7745            |                                   |                                   |
| 志摩市  | 総務部地域防災室      | 0599-44-0203            |                                   |                                   |
| 伊賀市  | 人権生活環境部市民生活課  | 0595-22-9638            |                                   |                                   |
| 木曾岬町 | 危機管理課         | 0567-68-6101            |                                   |                                   |
| 東員町  | 町民課           | 0594-86-2806            |                                   | 月～金(年末年始、祝日を除く)<br>8:15～17:00     |
| 菟野町  | 総務課安全安心対策室    | 059-391-1102            |                                   | 月～金<br>(年末年始、祝日を除く)<br>8:30～17:15 |
| 朝日町  | 総務課           | 059-377-5651            |                                   |                                   |
| 川越町  | 福祉課           | 059-366-7116            |                                   |                                   |
| 多気町  | 総務課           | 0598-38-1111            |                                   |                                   |
| 明和町  | 生活環境課(人権センター) | 0596-55-3052            |                                   |                                   |
| 大台町  | 総務課           | 0598-82-3781            |                                   |                                   |
| 玉城町  | 税務住民課         | 0596-58-8201            |                                   |                                   |
| 度会町  | 防災環境課         | 0596-62-2424            |                                   |                                   |
| 大紀町  | 総務財政課         | 0598-86-2212            |                                   |                                   |
| 南伊勢町 | 防災安全課         | 0599-66-1704            |                                   |                                   |
| 紀北町  | 危機管理課         | 0597-46-3114            |                                   |                                   |
| 御浜町  | 総務課           | 05979-3-0505            |                                   |                                   |
| 紀宝町  | 総務課           | 0735-33-0333            |                                   |                                   |



この旗が目印です。

もし、あなたの会社の**従業員が犯罪の被害に遭ったら**

# 会社にしかできない 支援があります。

犯罪被害に遭われた従業員への声かけ、  
職場環境の整備など

犯罪被害に遭った従業員が仕事を辞めることなく、受けた被害  
から回復・軽減できるよう取り組んでいきましょう。



三重県犯罪被害者等支援条例 第6条（事業者の責務）

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び助成に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 【事業者向け犯罪被害者等支援啓発パンフレット（中面）】

### 犯罪の被害に遭うということ

私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪被害に遭うかわかりません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

もし、従業員や同僚又はそのご家族が犯罪被害に遭ったら…、一度考えてみましょう。



**事件・事故**

**困難な被害回復**

- 不眠・食欲不振
- 心身の不調
- 後遺症による障がい

**捜査、裁判への負担**

- 事件等の辛い体験を繰り返し説明
- 法廷への出廷、証言

**日常生活の不安**

- 医療費等の経済的負担増加
- 家事や育児が手につかない
- 住む家を失う

**二次被害**

- マスコミの過剰な取材
- 周囲のうわさ話
- インターネット上での誹謗中傷

**仕事や会社のことについて**

- 心身の不調等から仕事の能率低下や対人関係に支障をきたす。
- 治療のための通院や裁判への出廷等のために欠勤が増える。
- 今までどおり働けないことで会社や上司、同僚に対して自責の念を感じる。

**こうしたことから…**

仕事を続けたくても**辞めざるを得ない状況**になることも少なくありません。

### 同僚・上司の皆さんへのお願い ～回復には身近な方の手助けが必要です～

犯罪被害に遭われた方々は、周囲の偏見や心無い言動、誹謗中傷などに悩まされることがあります。こうした二次被害を防ぐためにも、同僚・上司の皆さんは、被害に遭われた方々に寄り添う行動を心がけましょう。

#### 例えば…

- 普段どおりあいさつするなど日常と変わらない態度で接する。
- 求められたときに話し相手になる。
- 家事や買い物の手伝いなど困っていることがないか声をかける。
- 病院などへ付添う。
- 相談窓口（裏面に記載）を紹介する。



## 【事業者向け犯罪被害者等支援啓発パンフレット（中面）】

### 事業者(会社経営者)の皆さんへのお願い ～休暇の取得、勤務時間、仕事内容への配慮など～

犯罪被害に遭われた方々が、仕事を続けられるようにするため、職場環境の整備に取り組みましょう。

職場環境の整備は、

- ・被害に遭った従業員やそのご家族の生活を支える
- ・社会の一員として活動できる安心感を与える

ことから被害から回復・軽減するうえでとても**重要**なことです！



#### 【具体的な取組例】

##### ①勤務変更や勤務調整

犯罪被害に遭われた方々の希望に応じた部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて検討・調整を図る。

##### ②既存の休暇制度の活用

既に病気休暇、介護休暇、裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している事業者（会社）であれば、その制度の対象に犯罪被害者等を追加する。

##### ③「犯罪被害者等休暇制度」の創設

休暇制度の対象となる犯罪被害や休暇の付与日数などについて、事業所内（会社内）で検討し、犯罪被害に遭われた方々に特化した特別休暇制度を設ける。

##### ④必要な休暇を付与する旨を周知

休暇制度を設けなくても、従業員が安心して働くことができるよう、犯罪被害者等となった従業員は、休暇の取得が可能であることを日頃から周知する。

##### ⑤従業員に対する理解の促進

日頃から、社内広報誌等において、犯罪被害に遭われた方々の置かれている状況や支援の必要性について従業員へ周知を行うほか、理解ある接し方についての教育や研修会を実施する。

### 三重県が実施する犯罪被害者支援制度 ～三重県犯罪被害者等見舞金～

三重県では、犯罪被害に遭われた方々の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

※2019年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象で、三重県内に住所を有する方

|         |  |
|---------|--|
| 遺族見舞金   | 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族   |
| 重傷病見舞金  | 犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院）を負った犯罪被害者ご本人   |
| 精神療養見舞金 | 特定の犯罪行為（殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買）によって、精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者ご本人 |

詳しくは、三重県環境生活部くらし・交通安全課まで、お問い合わせください。  
(裏面に連絡先を記載しています)

【事業者向け犯罪被害者等支援啓発パンフレット（裏面）】

犯罪被害等のための相談窓口

～ひとりで悩まず相談を～

(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪被害の相談電話

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】 平日 10:00～16:00 (土日祝、年末年始除く)

なやみなし  
059-221-7830

電話相談・面接相談

- ・専門的な訓練を受けた相談員が電話、面接等により対応します。
- ・必要に応じて、臨床心理士による心理相談や弁護士による法律相談も行います。(専門相談は要予約)



病院、裁判所等への付添

- ・希望に応じて、支援員による病院・法廷等への付添等、直接的な支援活動を行います。

関係機関との連携

- ・県・市町・警察をはじめとする関係機関や団体等と連携を図り、被害に遭われた方々の立場に立った支援活動を行います。

センターの活動内容

支援員の養成・研修

- ・継続的な支援技能の向上を図るための「養成講座」と、新たに支援員を募集して基礎訓練を行うための「養成講座」を行います。

広報啓発活動

- ・被害に遭われた方々の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知してもらうための広報啓発活動を行います。

企業のCSR活動の一環としてご支援をお願いします

当センターでは、現在、広く賛助会員を募集しております。

賛助会員のお申し込みは、当センター宛て、お電話またはメールをお願いします。

【TEL】059-213-8211 【Eメール】mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp

|  |  |        |                                    |          |                 |           |                  |           |                  |
|--|--|--------|------------------------------------|----------|-----------------|-----------|------------------|-----------|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賛助会員（年額）<br/>団体 10,000 円 個人 2,000 円</li> <li>■ 寄付（複数口可能）<br/>団体一口 10,000 円 個人一口 1,000 円</li> <li>■ 口座名義<br/>公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター</li> <li>■ 振込手数料は、当センターが負担します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 振込先</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>(店名) 二二八 (店番) 228 (普通) No. 2546244</td> </tr> <tr> <td>百五銀行県庁支店</td> <td>(普通) No. 215441</td> </tr> <tr> <td>第三銀行津駅前支店</td> <td>(普通) No. 2255021</td> </tr> <tr> <td>三重銀行津中央支店</td> <td>(普通) No. 2805212</td> </tr> </table> | ゆうちょ銀行 | (店名) 二二八 (店番) 228 (普通) No. 2546244 | 百五銀行県庁支店 | (普通) No. 215441 | 第三銀行津駅前支店 | (普通) No. 2255021 | 三重銀行津中央支店 | (普通) No. 2805212 |
| ゆうちょ銀行   | (店名) 二二八 (店番) 228 (普通) No. 2546244   |        |                                    |          |                 |           |                  |           |                  |
| 百五銀行県庁支店   | (普通) No. 215441  |        |                                    |          |                 |           |                  |           |                  |
| 第三銀行津駅前支店  | (普通) No. 2255021   |        |                                    |          |                 |           |                  |           |                  |
| 三重銀行津中央支店  | (普通) No. 2805212   |        |                                    |          |                 |           |                  |           |                  |

詳細は活動指書の「お知らせ」欄に記載されています。当センターは、公益法人の認定を受けていますので、金費や寄付を納入された方は、その金額に応じて、個人または法人の所得から一定額を控除するなどの税制上の優遇措置が受けられます。

みえ性暴力被害者支援センター よりこ

性犯罪・性暴力の相談電話

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】 平日 10:00～16:00 (土日祝、年末年始除く)

よりこ  
059-253-4115

「よりこ」の主な活動内容

相談内容に応じた対応例

- 医療機関の紹介\*
- 弁護士による法律相談
- 臨床心理士等による心理相談
- 関係機関への引継、紹介

※初期産婦人科的処置(性感帯検査、緊急避妊等)の公費支出(警察の制度によるものを除く。)や、必要に応じて精神科医を紹介します。

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

【TEL】059-224-2664 【FAX】059-224-3069 【Eメール】anzen@pref.mie.lg.jp



# 犯罪被害を考える週間

11月25日～12月1日



私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪被害に遭うかわかりません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

もし、あなたやあなたの大切な方が犯罪被害に遭ったら・・・、一度考えてみましょう。

## 犯罪被害に遭うと・・・

### 心身の不調

感情や感覚のマヒ、無力感、自分を責める気持ち、不眠、食欲不振など



### 再被害への不安

加害者から再び危害を加えられることあるいは、そういったことへの恐怖や不安 など



### 生活上の問題

収入の途絶、転居、医療費や裁判費用等の経済的負担 など



### 二次被害の発生

周囲の偏見や心無い言動による精神的な苦痛 など

## 必要なのは、県民の皆さんの「理解」と「配慮」

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、周りにいる私たちの寄り添う気持ちや配慮が必要です。一緒に犯罪被害者等を支える輪を広げていきましょう。

### 県民の皆さん行動例

- あいさつなどいつもどおり接する
- 求められたときに話し相手になる
- 困っていることがないか声をかける
- 相談窓口を紹介する



【お問い合わせ先】〇〇市（町）〇〇課

市町村等

- 電話：059-〇〇-〇〇 ○FAX：059-〇〇-〇〇
- Eメール：
- ホームページ：



QRコード等

## 【犯罪被害を考える週間 チラシ（裏面）】

### 三重県犯罪被害者等見舞金

三重県では、犯罪被害者及びそのご遺族の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

#### 見舞金の対象者



##### 対象となる犯罪

- 日本国内又は日本国外にある船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪です。

##### 故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪は、給付の対象外です。

##### 見舞金の給付が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、三重県内に住所を有していた人です。
  - 犯罪被害者と加害者との間に、三親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
- ※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。

#### 見舞金の種類



##### 遺族見舞金【60万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が給付対象です。
- 遺族の範囲と順位  
①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）②子③父母  
④祖父母⑤兄弟姉妹

##### 重傷病見舞金【20万円】

- 犯罪被害によって重傷病（療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人

##### 精神療養見舞金【5万円】

- 特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人
- 精神療養見舞金の給付対象となる犯罪行為の例  
殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など

#### 見舞金の申請

- 申請窓口は、三重県環境生活部くらし・交通安全課です。
- 申請についてのご相談は、みえ犯罪被害者総合支援センターでも受け付けます。

#### 見舞金の請求期間

- 犯罪被害を知った日から1年間です。  
※ただし、犯罪発生日から7年までの間

#### 見舞金の返還

- 見舞金の受給後に給付資格がないことが判明した場合や、虚偽の申請であったことが判明した場合等は見舞金を返還していただく必要があります。

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書（令和2年度）

令和3（2021）年8月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：[anzen@pref.mie.lg.jp](mailto:anzen@pref.mie.lg.jp)

県HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/ci400015131.htm>